

受付 No

(県・市連携) 東温市地域消費活性化商品券
「プレミアムいのとんチケット」取扱店舗登録申請書

令和 年 月 日

東温市地域消費活性化商品券発行事業の趣旨に賛同し、取扱店舗として申請いたします。

事業所名 (登録店舗名)			
所在地 (店舗所在地)	〒 _____		
代表者名			
TEL		FAX	
e-mail アドレス			
担当者名及び連絡先	(※日中連絡がつく携帯電話番号等)		
業種 (主な業種一つに☑)	<input type="checkbox"/> 飲食店 (<input type="checkbox"/> 和食・洋食・中華・麺類 <input type="checkbox"/> カフェ・喫茶 <input type="checkbox"/> 居酒屋・スナック <input type="checkbox"/> その他飲食店) <input type="checkbox"/> 弁当・総菜 <input type="checkbox"/> 飲食料品小売 <input type="checkbox"/> 衣料・身の回り品・雑貨小売 <input type="checkbox"/> 医療品小売 <input type="checkbox"/> その他小売 <input type="checkbox"/> クリーニング <input type="checkbox"/> 理容・美容 <input type="checkbox"/> 娯楽・旅行 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> 住宅関連サービス <input type="checkbox"/> その他生活関連サービス <input type="checkbox"/> 運送・交通 <input type="checkbox"/> その他 ()		
店舗周知情報【補足】 (有の場合☑)	<input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> Twitter <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> その他 ()	定休日	<input type="checkbox"/> 有 (曜日) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不定休
商品券希望セット数	セット (上限600セット)		

- (注意) 1. 東温市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに提出をお願いします。
 2. この申請書とあわせて以下の書類をご提出ください。
 東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金交付申請書及び概算払請求書
 法人：履歴事項全部証明書 (※発行日から3ヶ月以内) または営業許可書の写し
 個人：所得税確定申告書第一表及び収支内訳書 (※収受印または受信通知メールがあるもの)
 または営業許可書の写し

●お問合せ・相談窓口 東温市地域消費活性化商品券事務局 (伊予鉄総合企画株式会社)

〒790-0003 松山市三番町四丁目9番地5

TEL 089-909-5672 FAX 089-909-5669 e-mail inoton@iyoplan.jp

月～金 9:00～17:00 (土日祝、年末年始12/29～1/3は休み)

(裏面をご確認ください)

東温市地域消費活性化商品券「プレミアムいのとんチケット」取扱店舗誓約書

1. 商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
2. 商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
3. 商品券の再販・再流通をいたしません。
4. 商品券の偽造・悪用・乱用はいたしません。
5. 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. 商品券の利用期間終了日（令和5年1月31日）までは取扱店舗として事業に参加し、真にやむ得ない事情がない限り、途中辞退はいたしません。
7. 商品券の取扱、取扱店舗の責務のほか、東温市消費活性化商品券発行事業補助金交付要綱及び参加店舗マニュアルに記載されている内容に同意し、遵守します。
8. 商品券の販売及び利用に際して、消費者に対する利用方法の説明を十分に行い、消費者から苦情や紛争が生じ、店舗の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 商品券の取扱に関して、市及び商品券事務局からの改善要請があった場合には、それに従います。
10. 取扱店舗（事業所）の名称・所在地・電話番号・FAX番号・業種・店舗周知情報・定休日の公表（市HP等に掲載）について同意します。
11. 東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金交付要綱第3条第2項(1)～(4)号のいずれにも該当しません。

＜東温市地域消費活性化商品券発行事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者として市が登録した者（以下「登録事業者」という。）とする。

(1) 市内において特定取引を行う市内事業者

(2) 愛媛県の要請する新型コロナウイルス感染症対策に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付を受けることができないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として実質的に経営に関与している者又はその他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 特定の宗教又は政治団体

(4) 公序良俗に反する営業を行う者

(5) その他市長が不相当と認める者

12. 新型コロナウイルス感染症対策について、国の示す業種別ガイドラインや県の対策要請に従い、感染対策の徹底に努めます。
13. その他、事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、商品券事務局へ報告することとし、市及び商品券事務局の指示に従います。

私は、東温市地域消費活性化商品券「プレミアムいのとんチケット」取扱店舗として、以上のことを誠実に遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

事業所（店舗）名

氏 名 ※

※署名又は記名捺印